

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則 (原子力規制委四)
- 消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部を改正する件 (消防庁四)
- 令和七管理年度における特定水産資源 (みんくくじら) の採捕の停止に関する件 (農林水産八一六)
- 生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示 (関東信越厚生局三)
- 保安林の指定をする件 (農林水産八一七・八三二)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関する公示する件 (農林水産・経済産業・環境五)

規則

目次

- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則 (原子力規制委四)
- 消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部を改正する件 (消防庁四)
- 令和七管理年度における特定水産資源 (みんくくじら) の採捕の停止に関する件 (農林水産八一六)
- 生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示 (関東信越厚生局三)
- 保安林の指定をする件 (農林水産八一七・八三二)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関する公示する件 (農林水産・経済産業・環境五)

五 三 二 一 六 五

内閣 財務省 岐阜県 静岡県 愛知
県 横浜市 静岡市 大阪市 堺市内閣 財務省 岐阜県 静岡県 愛知
県 横浜市 静岡市 大阪市 堺市

〔皇室事項〕

〔人事異動〕

〔国会事項〕

〔官庁報告〕

〔官庁事項〕

〔資料〕

戸籍が滅失した件 (法務省告示配二九) 及び令和六年度中国際收支状況 (速報) (財務省)

令和七年三月中国際收支状況 (速報) 及び令和六年度中国際收支状況 (速報)

日本国に帰化を許可する件 (同二〇)

改

正

後

改

正

前

- アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、共同使用の条件変更、新規提供が決定された件 (防衛一三〇)
- 原子力規制委員会規則第四号 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号) 第四十三条の三の二十九第一項及び第三項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。)
- 令和七年五月二十七日
- 原子力規制委員会委員長 山中 伸介
- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則
- (実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)
- 第一条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号) の一部を次のように改正する。
- 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のようにより改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下この条において「対象規定」という) は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

規則

則

第五十九条の三 法第四十三条の三の二十九	第五十九条の三 法第四十三条の三の二十九
第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降一年を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあつては、その運転が開始された日以降一年を超えない時期とする。	第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六年を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあつては、その運転が開始された日以降六年を超えない時期とする。
(評価の結果等の届出)	(評価の結果等の届出)
第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価が終了した日から三十日以内に、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項 (以下「評価の結果等」という) を原子力規制委員会に届け出なければならない。	第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項 (以下「評価の結果等」という) を原子力規制委員会に届け出なければならない。
裁判所 相続、公示催告、失踪、除権決定、 破産、免責、特別清算、会社更生、 再生、所有者不明関係 会社その他	裁判所 相続、公示催告、失踪、除権決定、 破産、免責、特別清算、会社更生、 再生、所有者不明関係 会社その他
2 (略)	2 (略)

(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第二条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第百二十二号)の一部を次のように改正する。
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように対応する。改正前欄及び改正後欄に對応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)。は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改	正	後		改	正	前
1 (施行期日) 附 則				第九十四条の三 法第四十三条の三の二十九 (安全性の向上のための評価の実施時期)	第九十四条の三 法第四十三条の三の二十九 (安全性の向上のための評価の実施時期)		
2 (原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の一部改正) 原子力規制委員会規則第十六号の一部を次のように改めする。 改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この項において「対象規定」という)。は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	改	正	後	第九十四条の三 法第四十三条の三の二十九 (定期事業者検査の結果等の届出) 第九十四条の四 法第四十三条の三の二十九 (定期事業者検査の結果等の届出)	第九十四条の三 法第四十三条の三の二十九 (定期事業者検査の結果等の届出) 第九十四条の四 法第四十三条の三の二十九 (定期事業者検査の結果等の届出)	改	正

1 (原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の一部改正) 原子力規制委員会規則第十六号の一部を次のように改めする。 改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この項において「対象規定」という)。は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	2 (原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号)の一部を次のように改めする。 改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この項において「対象規定」という)。は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
--	--

改	正	後	改	正	前
附 則	附 則	附 則	附 則	附 則	附 則

法規的告示

○消防庁告示第四号 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十七条第四項の規定に基づき、消防職員委員会の組織及び運営の基準(平成八年消防庁告示第五号)の一部を次のように改正する。 令和七年五月二十七日 消防庁長官 池田 達雄	第十五条 この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた第五号旧規制法第四十三条の三の五第一項の規定による許可を受けている者がこの規則の施行後最初にするべき第五号新規制法第四十三条の三の二十九第一項の規定による評価に係る同項に規定する原子力規制委員会で定める時期は、第十条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十九条の三の規定にかかるらず、この規則の施行後最初に行う定期事業者検査の次回の定期事業者検査が終了した日以降一年を超えない時期とする。
○農林水産省告示第八百十六号 特定水産資源の採捕の停止に関する省令(令和一年農林水産省令第六十九号)第一項の規定に基づき、次とおり告示する。 令和七年五月二十七日 農林水産大臣 小泉進次郎	第十七条 委員会の会議は、毎年度一回以上開催するものとする。 〔2～6 略〕

改	正	後	改	正	前
備考 表中の「」の記載は注記である。	第七条 委員会の会議及び議事等 (委員会の会議及び議事等)	第七条 委員会の会議は、毎年度一回以上開催するものとする。	第七条 委員会の会議は、毎年度の前半に一回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。	〔2～6 同上〕	〔2～6 同上〕
〔2～6 略〕					

○農林水産省告示第八百十六号 特定水産資源の採捕の停止に関する省令(令和一年農林水産省令第六十九号)第一項の規定に基づき、次とおり告示する。 令和七年五月二十七日 農林水産大臣 小泉進次郎	資源管理基本方針(令和二年農林水産省告示第千九百八十二号)別紙2-37に規定するみんくじら基地式捕鯨業(オホーツク海域)におけるみんくじらの漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十三条第一項第一号に掲げる場合に該当すると認める。
---	---

○農林水産省告示第八百一十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣 小泉進次郎

保安林の所在場所 愛媛県西予市城川町魚成

六四二の一、六四二の二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 城川町魚成六四二の一・六四二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐は、択伐による。

4 次の森林については、主伐は、択伐による。

5 その他の森林については、主伐は、択伐による。

6 その他の森林については、主伐は、択伐による。

7 その他の森林については、主伐は、択伐による。

8 その他の森林については、主伐は、択伐による。

9 その他の森林については、主伐は、択伐による。

10 その他の森林については、主伐は、択伐による。

11 その他の森林については、主伐は、択伐による。

12 その他の森林については、主伐は、択伐による。

13 その他の森林については、主伐は、択伐による。

14 その他の森林については、主伐は、択伐による。

15 その他の森林については、主伐は、択伐による。

16 その他の森林については、主伐は、択伐による。

17 その他の森林については、主伐は、択伐による。

18 その他の森林については、主伐は、択伐による。

19 その他の森林については、主伐は、択伐による。

20 その他の森林については、主伐は、択伐による。

21 その他の森林については、主伐は、択伐による。

22 その他の森林については、主伐は、択伐による。

23 その他の森林については、主伐は、択伐による。

24 その他の森林については、主伐は、択伐による。

25 その他の森林については、主伐は、択伐による。

26 その他の森林については、主伐は、択伐による。

27 その他の森林については、主伐は、択伐による。

28 その他の森林については、主伐は、択伐による。

29 その他の森林については、主伐は、択伐による。

30 その他の森林については、主伐は、択伐による。

31 その他の森林については、主伐は、択伐による。

32 その他の森林については、主伐は、択伐による。

33 その他の森林については、主伐は、択伐による。

34 その他の森林については、主伐は、択伐による。

35 その他の森林については、主伐は、択伐による。

36 その他の森林については、主伐は、択伐による。

37 その他の森林については、主伐は、択伐による。

38 その他の森林については、主伐は、択伐による。

39 その他の森林については、主伐は、択伐による。

40 その他の森林については、主伐は、択伐による。

41 その他の森林については、主伐は、択伐による。

42 その他の森林については、主伐は、択伐による。

43 その他の森林については、主伐は、択伐による。

44 その他の森林については、主伐は、択伐による。

45 その他の森林については、主伐は、択伐による。

46 その他の森林については、主伐は、択伐による。

47 その他の森林については、主伐は、択伐による。

○農林水産省告示第八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣 小泉進次郎

保安林の所在場所 愛媛県西予市城川町魚成

六四二の一、六四二の二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

6 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

7 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

8 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

9 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

10 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

11 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

12 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

13 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

14 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

15 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

16 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

17 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(三) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(四) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(五) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(六) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(七) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(八) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(九) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

条約送付及び通知

五月二十三日国会において承認することを議決した。次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

海洋法に関する国際連合条約に基づくいすれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求める件

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する
条約（第二百五十五号）の締結について承認を求
めるの件

千九百四十五年の漁船員の訓練及び資格證明並に当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

五月二十三日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
森林經營管理法及び森林法の一部を改正する法

民事裁判情報の活用の促進に関する法律 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等 を図るための建物の区分所有等に関する法律等

人事異動の一部を改正する法律

國務大臣 内閣
武藤 容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を命ずる

財務副大臣 横山 信一
(大臣官房参事官) 財務事務官 藤井 大輔
アフリカ開発銀行総務会第六十回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

アフリカ開発基金総務会第五十一回年次会合臨時
総務代理たる日本政府代表代理を命ずる
期間は令和七年六月十三日までとする（各通）
（正）ユヌス・ラグ・国務次官（略）文

右江之右ノ國際機関日本政府代表部在勤特命全權大使
(大臣官房總括審議官) 厚生労
働事務官 尾池 厚之
秋山 伸一

国際労働機関第百十三回総会日本政府代表を命ずる
期間は令和七年六月二十七日までとする（各通）
（庄ジユネーブ国際機関日本支所）

石井 良実
塩田 崇弘
高島 洋平
（同） 同
（同） 参事官 同
府代 表部 公使 外務事務官
（同） 同

人事異動

横山 信一 藤井 大輔 容治
秋山 伸一 藤井 大輔 容治
尾池 厚之 久会合臨時総
高島 洋平 久会合臨時総
石井 良実 久会合臨時総
塩田 崇弘 久会合臨時総
高島 洋平 久会合臨時総
する (各通) する (各通)

（同）同	国際労働機関第百十三回総会日本政府代表代理を命ずる	（大臣官房国際課国際労働・協力室長）厚生労働事務官	（在ジユネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官）外務事務官
（在ジユネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官）同	期間は令和七年六月二十七日までとする（各通）	（在ジユネーブ国際機関日本政府代表部参事官）同	（同）同
厚生労働省国際参与	大臣官房国際課国際企画・戦略官	厚生労働省国際参与	大塚のり恵 (市川のり恵)
厚生労働事務官	（労働基準局安全衛生部労働衛生課主任中央じん肺検査医）	厚生労働事務官	田島 博樹 （市川のり恵）
（労働基準局労働条件政策課労働時間特別対策室長）厚生労働事務官	（大臣官房人事課課長補佐）同	（労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室健康疫学専門官）厚生労働技官	鈴木 淳介 （市川のり恵）
（大臣官房人事課課長補佐）同	（労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室健康疫学専門官）厚生労働技官	森川 博司 （市川のり恵）	先崎 誠 （市川のり恵）
（在ジユネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官）外務事務官	（在ジユネーブ国際機関日本政府代表部会員会国際労働合会労働法規委員会国際労働部会長）	中村登紀子 （市川のり恵）	高橋 晋也 （市川のり恵）
（一般社団法人日本経済団体連合会労働法規委員会国際労働部会長）	国際労働機関第百十三回総会使用者代表に指名する	山田 大介 （市川のり恵）	（市川のり恵）
期間は令和七年六月二十七日までとする	期間は令和七年六月二十七日までとする（各通）	植松 宗久 （市川のり恵）	（市川のり恵）
（日本労働組合総連合会事務局長）	（日本労働組合総連合会事務局長）	加藤 正嗣 （市川のり恵）	（市川のり恵）
（国際労働機関第百十三回総会使用者代表に指名する）	（国際労働機関第百十三回総会使用者代表に指名する）	石原 珠代 （市川のり恵）	（市川のり恵）
（国際労働機関第百十三回総会使用者代表に指名する）	（国際労働機関第百十三回総会使用者代表に指名する）	磯崎 勇太 （市川のり恵）	（市川のり恵）

○議長選挙　落合慎悟議長は、五月十九日辞職し、同日次の者が選挙された。

○副議長選挙　鳥澤亮介副議長は、五月十九日辞職し、同日次の者が選挙された。

○副議長選挙　議長　副議長　中田　次城　竹内　良訓

○労働委員会委員任命　田口雅也委員は、三月三十一日辞職し、欠員であつたところ、五月十五日次の者が任命された。

○労働委員会委員　労働委員会委員　東村　誠

○監査委員選任　清水富雄委員及び大岩真善和委員は、五月十四日辞職し、同月十五日次の者が選任された。

○議長選挙　監査委員　瀬之内康浩

○議長選挙　鈴木太郎議長は、五月十五日辞職し、同日次の者が選挙された。

○副議長選挙　議長　副議長　渋谷　健　瀬之内康浩

○副議長選挙　福島直子副議長は、五月十五日辞職し、同日次の者が選挙された。

○副議長選挙　議長　副議長　尾崎　太　瀬之内康浩

○教育委員会委員再任　松村龍夫委員は、四月二十四日再任された。

○議長選挙　大村一雄議長は、三月三十一日任期満了し、欠員であつたところ、四月二十五日次の者が選挙された。

○副議長選挙　副議長　山根田鶴子

○監査委員選任　井上智仁副議長は、三月三十一日任期満了し、欠員であつたところ、四月二十五日次の者が選挙された。

○副議長選挙　寺澤潤委員及び稻葉寛之委員は、三月三十一日任期満了し、欠員であつたところ、四月二十五日次の者が選挙された。

○副議長選挙　副議長　堀　瑞　同　監査委員　石井　孝治　努

法務省告示配第29号
新潟県新発田市役所所轄付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和七年六月二十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一、当該戸籍に關係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出るといふ。

二、前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示するといふ。

三、申注意
一、申出は、口頭でも差し支えない。
二、申出の手続について分からぬことがあれば、新発田市役所又は新潟地方法務局新発田支局に照会するといふ。

令和七年五月二十七日
新潟県北蒲原郡猪谷村大字下中山二百九十九番地
法務大臣 鈴木 醍祐
相馬 石藏

官庁報告

皇室事項

大阪市

○監査委員再任
森恵一委員は、五月十五日再任された。

堺市

○議長選挙
田渕和夫議長は、五月十三日辞職し、同月十五日次の者が選挙された。

西田 浩延

○副議長選挙
札場泰司副議長は、五月十五日辞職し、同月次の者が選挙された。

副議長 西川 良平

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ヨルダンの独立記念日につき、五月二十二日同國国王陛下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、ジョージアの独立記念日につき、五月二十二日同國大統領閣下へ御祝電を発せられた。

法務省告示配第30号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和七年五月二十七日
法務大臣 鈴木 醍祐

住所 大阪市西区
韓文武 昭和63年1月22日生
住所 静岡県沼津市
鄭健 昭和58年9月17日生
住所 東京都日野市
周文強 平成9年3月26日生
住所 東京都あきる野市
張冠寧 平成5年6月8日生
住所 東京都江東区
黃維傑 平成15年1月17日生
住所 札幌市西区
金英子 昭和30年9月29日生
住所 山口県宇部市
朴忠雄 昭和24年5月4日生
崔政子 昭和28年1月20日生
住所 大阪市生野区
夫一樹 昭和58年10月11日生
住所 大阪府枚方市
吳弘子 昭和31年12月8日生
住所 大阪市此花区
姜翔子 昭和52年7月6日生
姜幹太郎 平成23年2月1日生
カリン・マツヤマ・カン 平成25年12月2日生
住所 堺市西区
文明美 昭和50年11月26日生
住所 大阪市鶴見区
文春美 昭和47年3月15日生
住所 東京都葛飾区
ジュリア・ヤヨイ・サトウ 昭和45年3月23日生
住所 東京都文京区
莫俊傑 平成5年9月2日生
住所 東京都中野区
韓美涼 平成2年6月19日生
住所 山口県岩国市
柳權伊 昭和12年5月28日生
住所 相模原市中央区
朴海美 平成10年4月19日生
住所 埼玉県蕨市
白云飛 昭和56年5月15日生
住所 さいたま市見沼区
王宏基 昭和62年10月2日生
王優依 平成29年12月27日生
王優那 令和元年12月11日生
住所 大阪市阿倍野区
孟超穎 昭和63年5月13日生
吉誠祺 平成25年11月18日生
吉真一 平成31年3月3日生

法務省告示配第31号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和七年五月二十七日
法務大臣 鈴木 醍祐

住所 大阪市浪速区
陳斌 平成2年8月15日生
陳怡彤 平成25年5月28日生
陳宜合 平成28年5月19日生
住所 大阪市浪速区
王玉龍 昭和63年2月3日生
住所 大阪市東淀川区
プラカス・チャンドラ・スレスタ 平成8年4月10日生
住所 大阪市中央区
李琰 昭和53年5月24日生
住所 大阪市浪速区
陳炫 昭和61年2月15日生
住所 大阪市北区
周悠里 平成9年4月23日生
住所 大阪市生野区
白雪梅 昭和59年12月28日生
金宙永 平成25年2月8日生
住所 大阪市東成区
李子婷 平成8年11月1日生
住所 大阪市中央区
金春子 昭和46年1月24日生
住所 大阪市天王寺区
李善姬 昭和62年10月4日生
住所 大阪市平野区
夫拓也 昭和63年4月25日生
住所 大阪市生野区
金京美 昭和49年5月17日生
尹ジョン 平成6年9月10日生
住所 大阪府東大阪市
範舟 平成8年3月13日生
住所 川崎市中原区
許嘉宇 平成16年8月16日生
住所 愛知県長久手市
許嘉怡 平成16年8月16日生
住所 愛知県半田市
孔凡梓陽 平成18年5月6日生
住所 愛知県大府市
ニシカワ・チャベス・ゴンサロ・タケシ 平成9年3月15日生
住所 長野県安曇野市
ケイン・イスラエル・ヤギ・トカシキ 昭和50年9月7日生
住所 長野県松本市
吳梁輝 平成17年3月5日生
住所 東京都江東区
孟浩森 平成2年2月23日生

総計

令和7年3月中国際収支状況(速報)

項目	3月	前月	財務省	
			(単位:億円、%)	前年同月
貿易・サービス収支	4,973	5,374	4,590	
(対前年同月比)((8.3)	(—)	(—)	(—)
貿易収支	5,165	7,129	4,635	
(対前年同月比)((11.4)	(—)	(—)	(—)
輸出	95,591	90,055	93,906	
(対前年同月比)((1.8)	(10.4)	(6.6)	
輸入	90,427	82,926	89,271	
(対前年同月比)((1.3)	(—1.9)	(—3.8)	
サービス収支	—192	—1,755	—45	
(対前年同月比)(324.1	(49.1)	(—87.8)	
第一次所得収支	39,202	38,817	36,074	
(対前年同月比)((8.7)	(10.9)	(5.4)	
第二次所得収支	—7,394	—3,584	—6,186	
(対前年同月比)((19.5)	(3.4)	(8.4)	
経常収支	36,781	40,607	34,478	
(対前年同月比)((6.7)	(48.4)	(47.3)	
資本移転等収支	—686	—422	—378	
直接投資	17,342	21,025	14,800	
証券投資	49,176	52,386	2,083	
金融派生商品	6,425	274	10,041	
その他の投資	—33,548	—56,142	—8,384	
外貨準備	1,295	5,530	127	
金融収支	40,691	23,073	18,667	
誤差脱漏	4,595	—17,112	—15,434	

(備考) ① 四捨五入のため、合計に合わないことがある。

② 金融収支の符号は、+は純資産(資産-負債)の増加、-は同減少を示す。

令和6年度中国際収支状況(速報)

項目	令和6年度	前年度	財務省	
			(単位:億円、%)	対前年比増減
貿易・サービス収支	—66,247	—69,174	2,926	
(対前年比)((—4.2)	(—70.3)		
貿易収支	—40,480	—36,866	—3,614	
(対前年比)((9.8)	(—79.4)		
輸出	1,062,390	1,020,694	41,697	
(対前年比)((4.1)	(2.3)		
輸入	1,102,870	1,057,560	45,311	
(対前年比)((4.3)	(—10.1)		
サービス収支	—25,767	—32,307	6,540	
(対前年比)((—20.2)	(—40.1)		

第一次所得収支	417,114	373,388	43,726
(対前年比)((11.7)	(5.5)	
第二次所得収支	—47,095	—42,550	—4,545
(対前年比)((10.7)	(40.2)	
経常収支	303,771	261,664	42,107
(対前年比)((16.1)	(187.7)	
資本移転等収支	—3,078	—3,341	263
直接投資	272,244	272,593	—349
証券投資	241,570	84,828	156,742
金融派生商品	60,731	75,729	—14,998
その他の投資	—211,894	—250,028	38,134
外貨準備	—100,794	43,465	—144,260
金融収支	261,856	226,587	35,269
誤差脱漏	—38,837	—31,736	—7,101

(備考) ① 四捨五入のため、合計に合わないことがある。

② 金融収支の符号は、+は純資産(資産-負債)の増加、-は同減少を示す。

公示

諸事情

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則(平成19年内閣府・法務省令第3号)第14条第2項の規定により次のように公示する。

- 供託者の商号 株式会社みんなの投資顧問(旧 株式会社クオンタムジャパン)
- 住所 北海道札幌市中央区南九条西五丁目1番15号 SAKURA-S 9 2階
- 代表者の氏名 代表清算人 佐々木英継
- 取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円
- 上記の者(登録番号北海道財務局長(金商)第44号)の営業保証金につき金融商品取引法第31条の2第6項の権利を有する者は、令和7年11月27日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第5号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、北海道財務局理財部金融監督第三課に提出されたい。
- 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和7年5月27日

北海道財務局長 加藤 博紀

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月27日

東北地方整備局長 西村 拓

1 処分をした年月日 令和7年5月2日
2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 中田建設株式会社

中田 超 秋田県秋田市山王5丁目9番2号
国土交通大臣許可(特-06)第2898号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し(造園工事業に関する特定建設業の許可)

4 処分の原因となった事実 令和7年5月2日
付けて建設業法第12条(第17条において準用する場合を含む。)の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月27日

中国地方整備局長 林 正道

- 1 処分をした年月日 令和7年5月1日
 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社リベクト
 高橋 延之 広島県呉市焼山桜ヶ丘2-8-7
 国土交通大臣許可(般-3)第26508号
 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し(建築工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可)
 4 処分の原因となった事実 令和7年4月28日付けで建設業法第12条(第17条において準用する場合を含む。)の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和6年(家)第73249号

東京都武蔵野市関前4丁目12番2-101号
 申立人 中村 哲也
 本籍東京都練馬区東大泉1丁目499番地11、最後の住所東京都練馬区東大泉1丁目35番6号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日推定令和6年5月3日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和31年1月11日、職業会社役員
 被相続人 亡 中村 正
 事務所東京都渋谷区代々木1丁目30番14号天翔代々木ANNEXビル011号室 安永山元法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 山元 裕子
 催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第73572号

東京都台東区鳥越1丁目31番12号
 申立人 菅野 文武
 本籍東京都墨田区文花1丁目1番地、最後の住所東京都台東区鳥越1丁目31番12号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和6年3月27日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和48年10月23日、職業会社役員
 被相続人 亡 菅野 宏潔

事務所東京都千代田区麹町1丁目3番地11麹町第2センタービル301号松本克己法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松本 克己
 催告期間満了日 令和8年1月5日
 東京家庭裁判所

令和7年(家)第70154号

静岡県伊東市岡字於參畠1189番地11
 申立人 ダイアパレス南伊東管理組合法人
 本籍東京都墨田区文花1丁目32番、最後の住所東京都墨田区立花3丁目26番6号、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和5年6月25日、出生の場所千葉県夷隅郡御宿町、出生年月日昭和12年4月11日、職業不明
 被相続人 亡 石井 國夫
 事務所東京都千代田区九段南4丁目6番1号
 九段シルバーパレス902蒼樹法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 松本 俊一
 催告期間満了日 令和8年1月5日
 東京家庭裁判所

令和7年(家)第70162号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号東京地方検察庁
 申立人 東京地方検察院検察官
 本籍東京都板橋区赤塚4丁目31番、最後の住所東京都板橋区赤塚4丁目32番12号ウイロー・アパートメントハウス105、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和5年9月7日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和23年8月26日、職業不詳
 被相続人 亡 下田 博
 事務所東京都千代田区内幸町2丁目1番4号
 日比谷中日ビル6階 三宅坂総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 大場 寿人
 催告期間満了日 令和8年1月5日
 東京家庭裁判所

令和7年(家)第70248号

東京都中野区上鷺宮1丁目3番19号
 申立人 梶本 昌子
 本籍東京都中野区上鷺宮1丁目1番、最後の住所東京都中野区上鷺宮1丁目1番12号、死亡の場所東京都中野区、死亡年月日推定令和6年8月8日、出生の場所東京市中野区、出生年月日昭和18年1月16日、職業不明
 被相続人 亡 塚本 正治
 事務所東京都港区西新橋1丁目18番6号クロスオフィス内幸町602ルーチェ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 中井 陽子
 催告期間満了日 令和8年1月5日
 東京家庭裁判所

令和7年(家)第90255号

東京都町田市中町1丁目30番2号中町岩波ビル3階3-A号室
 申立人 工藤 正一
 本籍東京都町田市忠生2丁目20番地9、最後の住所東京都町田市忠生2丁目20番地9町田ビューハイツ312、死亡の場所神奈川県横浜市旭区、死亡年月日令和7年1月15日、出生の場所栃木県那須郡大田原町、出生年月日昭和28年3月29日、職業無職
 被相続人 亡 黒崎 重俊

事務所東京都町田市中町1丁目1番14号武友ビル5階町田シビック総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 廣田 智也
 催告期間満了日 令和7年12月22日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90276号

東京都武蔵村山市三ツ木2丁目28番地の19
 申立人 石川 智美
 本籍東京都東大和市蔵敷3丁目775番地、最後の住所東京都武蔵村山市三ツ木2丁目28番地の19、死亡の場所東京都昭島市、死亡年月日令和6年8月30日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和43年1月8日、職業会社役員
 被相続人 亡 石川 平八

事務所東京都立川市曙町2丁目17番6号朝日生命立川ビル4階 赤沼法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 清水 光子
 催告期間満了日 令和7年12月22日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第3034号

神奈川県愛甲郡愛川町中津2442番地の8
 申立人 大槻 龍洋
 本籍東京都墨田区八広5丁目22番地、最後の住所神奈川県愛甲郡愛川町中津2442番地の8、死亡の場所神奈川県座間市、死亡年月日令和6年7月12日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和45年6月19日、職業自営業
 被相続人 亡 磯 熱

事務所神奈川県厚木市中町3丁目13番8号アイリス・ヴェール801 相州法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 大谷 優樹

催告期間満了日 令和7年12月16日
 横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第920号

山梨県甲斐市天狗沢771番地1
 申立人 宮下 穎治

本籍山梨県甲斐市竜王新町1676番地26、最後の住所山梨県甲斐市竜王新町1676番地26、死亡の場所山梨県甲斐市、死亡年月日令和6年6月7日、出生の場所中華民国河南省開封市、出生年月日昭和20年7月14日、職業無職
 被相続人 亡 長田 孝司

事務所山梨県甲府市相生1丁目1番20号 清田法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 清田 路子
 催告期間満了日 令和7年12月8日

甲府家庭裁判所

令和7年(家)第7284号

静岡県掛川市杉谷南1丁目21番地の8

申立人 角皆 正子
 本籍静岡県掛川市子隣176番地2、最後の住所名古屋市南区要町3丁目7番地 サニールピナス1 105号、死亡の場所静岡県掛川市、死亡年月日令和6年8月21日頃、出生の場所静岡県掛川市、出生年月日昭和49年9月10日、職業不詳
 被相続人 亡 角皆 和彦

事務所静岡県掛川市亀の甲2-15-9 掛川総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 岡崎 育
 催告期間満了日 令和7年12月18日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第80333号

大阪市中央区農人橋1丁目1番29号アップルタワー大阪谷町1012号

申立人 高山 剛
 本籍大阪府東大阪市新町15番、最後の住所大阪府東大阪市布市町2丁目12番2号特別養護老人ホーム布市福寿苑、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和6年3月9日、出生の場所大阪府大阪市東成区、出生年月日昭和10年2月11日、職業無職
 被相続人 亡 安達 敏子

大阪市北区西天満3丁目13番9号 西天満パークビル4号館6階

相続財産清算人 弁護士 奥村 昌裕
 催告期間満了日 令和8年1月7日

大阪家庭裁判所

令和7年（家）第7025号 山口県熊毛郡上関町大字長島448番地 申立人 上関町長 西 哲夫 本籍山口県熊毛郡上関町大字長島570番地、最後の住所山口県熊毛郡上関町大字長島583番地11、死亡の場所山口県熊毛郡上関町、死亡年月日令和6年9月17日、出生の場所兵庫県神戸市、出生年月日昭和6年3月13日、職業無職 被相続人 亡 永井 博子 山口県岩国市南岩国町4丁目56番22号 相続財産清算人 司法書士 白木 裕二 催告期間満了日 令和7年12月10日 山口家庭裁判所岩国支部	令和7年（家）第67号 愛媛県四国中央市川之江町2244番地9 申立人 宇高 裕尊 本籍愛媛県四国中央市川之江町1632番地1、最後の住所愛媛県四国中央市川之江町2244番地9、死亡の場所香川県観音寺市、死亡年月日令和6年12月14日、出生の場所愛媛県川之江市、出生年月日昭和30年8月7日、職業会社役員 被相続人 亡 宇高 尊己 愛媛県新居浜市繁本町7-2 弁護士法人高橋総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 高橋 周平 催告期間満了日 令和7年12月12日 松山家庭裁判所西条支部	令和7年（家）第129号 大分県中津市豊田町14番地3 申立人 中津市 本籍大分県中津市大字上宮永1282番地1、最後の住所大分県中津市大字上宮永1282番地2、死亡の場所大分県中津市、死亡年月日平成30年7月21日、出生の場所大分県中津市、出生年月日昭和19年11月25日、職業不明 被相続人 亡 高洲 一平 大分県中津市島田本町58番地MKコスモ103 松浦法律事務所 相続財産清算人 弁護士 松浦 昭広 催告期間満了日 令和7年12月19日 大分家庭裁判所中津支部	令和7年（家）第50号 鹿児島県指宿市十町1967番地64 申立人 梅垣 晃一 本籍鹿児島県指宿市大牟礼3丁目1408番地、最後の住所鹿児島県指宿市十二町2098番地4、死亡の場所鹿児島県指宿市、死亡年月日令和6年6月23日、出生の場所鹿児島県揖宿郡指宿村、出生年月日昭和6年11月16日、職業無職 被相続人 亡 高崎 澄子 事務所鹿児島県指宿市大牟礼1丁目11番8号 司法書士法人なのはな法務事務所 相続財産清算人 司法書士 梅垣 晃一 催告期間満了日 令和8年1月30日 鹿児島家庭裁判所指宿出張所
令和7年（家）第41号 香川県丸亀市本町25番地 久保ビル 申立人 馬場 俊夫 国籍大韓民国、最後の住所香川県丸亀市柞原町366番地 三船病院、死亡の場所香川県丸亀市、死亡年月日西暦2025年1月22日、出生の場所大阪府大阪市、出生年月日西暦1941年6月16日、職業無職 被相続人 亡 孫 道銀 香川県丸亀市塩飽町11番地 1 S A T Y A. B LD2階 宮本法律事務所 相続財産清算人 弁護士 宮本 和幸 催告期間満了日 令和7年12月31日 高松家庭裁判所丸亀支部	令和7年（家）第136号 福岡県行橋市南大橋4丁目8番17号 申立人 安藤 裕成 本籍福岡県行橋市大字稻童2559番地、最後の住所福岡県行橋市大字稻童3039番地5、死亡の場所福岡県行橋市、死亡年月日令和5年3月12日、出生の場所福岡県田川郡大任村、出生年月日昭和7年10月20日、職業無職 被相続人 亡 上野 曜子 事務所福岡県行橋市西宮市2-20-21 プレスビル3階 野中貞祐法律事務所 相続財産清算人 弁護士 野中 貞祐 催告期間満了日 令和7年12月23日 福岡家庭裁判所行橋支部	令和7年（家）第4025号 鹿児島県霧島市国分清水3-7-33 申立人 若松 道博 本籍宮崎県宮崎市高岡町浦之名2902番地イ号1、最後の住所宮崎県宮崎市高岡町浦之名2922番地イ号、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日令和7年2月28日、出生の場所宮崎県東諸県郡高岡町、出生年月日昭和23年1月6日、職業無職 被相続人 亡 若松 林 宮崎県宮崎市清水2丁目7番10号高木ビル2階 相続財産清算人 弁護士 青木 大樹 催告期間満了日 令和7年12月19日 宮崎家庭裁判所	令和6年（家）第17011号 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 申立人 国 本籍沖縄県名護市字辺野古7番地、最後の住所沖縄県名護市字辺野古7番地、死亡の場所沖縄県名護市、死亡年月日平成28年8月18日頃、出生の場所沖縄県国頭郡久志村、出生年月日昭和32年7月9日、職業不明 被相続人 亡 宮城 修 沖縄県名護市大南1丁目9番4号 司法書士 法人工クリ 相続財産清算人 司法書士 中空 潤也 催告期間満了日 令和7年12月31日 那霸家庭裁判所名護支部
令和7年（家）第66号 山口県岩国市錦見7丁目12番16号 申立人 酒井慎太郎 本籍愛媛県西条市玉津316番地4、最後の住所愛媛県西条市玉津316番地4、死亡の場所愛媛県西条市、死亡年月日令和6年8月14日、出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和19年9月12日、職業無職 被相続人 亡 酒井 重忠 愛媛県新居浜市宮西町5番2号 相続財産清算人 司法書士 西 純平 催告期間満了日 令和7年12月12日 松山家庭裁判所西条支部	令和7年（家）第20047号 北海道函館市若松町2番5号 申立人 株式会社ジャックス 本籍大分県別府市大字浜脇1732番地、最後の住所大分県別府市大字浜脇1725番地の2、死亡の場所大分県由布市、死亡年月日令和6年10月29日、出生の場所大分県大分市、出生年月日昭和52年7月21日、職業地方公務員 被相続人 亡 畑中圭史郎 大分市中島西3丁目2番26号大分弁護士ビル3階 相続財産清算人 弁護士 三宮 義博 催告期間満了日 令和7年12月16日 大分家庭裁判所	令和7年（家）第35号 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2188番地40 申立人 川東紳一郎 本籍鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2753番地、最後の住所鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2358番地4、死亡の場所鹿児島県熊毛郡屋久島町、死亡年月日令和6年8月23日、出生の場所鹿児島県熊毛郡下屋久村、出生年月日昭和26年11月12日、職業無職 被相続人 亡 藤田 房美 事務所鹿児島市山下町17-17鹿児島総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 泉 武臣 催告期間満了日 令和7年12月22日 鹿児島家庭裁判所屋久島出張所	令和7年（家）第19号 鹿児島県奄美市名瀬浦上町5番地20 申立人 村田由美子 本籍鹿児島県奄美市名瀬小浜町24番、最後の住所鹿児島県奄美市名瀬浦上町5番地20、死亡の場所鹿児島県奄美市、死亡年月日令和6年12月11日、出生の場所鹿児島県大島郡笠利町、出生年月日昭和37年2月1日、職業会社役員 被相続人 亡 村田 良治 鹿児島県鹿児島市山下町16-11 相続財産清算人 弁護士 早瀬 弥恵 催告期間満了日 令和7年12月12日 鹿児島家庭裁判所名瀬支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(火)第1号

東京都中央区日本橋小網町18番8号メットラ
イフ江戸橋ビル6階
申立人 大智化学産業株式会社
代表者代表取締役 江 和英
権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月22日
令和7年5月2日 川口簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通

手形番号 T E63445

金額 4,119,280円

支払期日 令和7年7月25日

支払地 埼玉県川口市

支払場所 株式会社埼玉りそな銀行川口支店

振出日 令和7年3月25日

振出地 埼玉県川口市

振出人 株式会社砂金本店 代表取締役社長
砂金 雅之

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(火)第2号

埼玉県さいたま市岩槻区真福寺267番地1
申立人 株式会社バーブラウン
代表者代表取締役 安田 雄一
権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月22日
令和7年5月1日 岐阜簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通

手形番号 B Y04863

金額 4,300,000円

支払期日 令和7年2月28日

支払地 岐阜市

支払場所 株式会社十六銀行本店

振出日 令和6年12月27日
振出地 岐阜県羽島郡岐南町上印食5-82
振出人 株式会社パウハウス丸栄 取締役社長
三ヶ尻大介
受取人 申立人
最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(火)第287号

フィリピン共和国マカティ市バランガイ・オ
リンピア、オブレロ通り8895-A
申立人 長谷 愛子
本籍熊本県熊本市東区新生1丁目1番、最後
の住所名古屋市中区新栄1丁目6-20
不在者 長谷 安泰
昭和38年7月22日生
届出期間満了日 令和7年9月19日

名古屋家庭裁判所

令和7年(火)第316号

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諫訪51番
地4
申立人 井土 春美
本籍愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諫訪
51番地4、最後の住所愛知県豊橋市福岡町
50-2 コモックピア4階4D号
不在者 井土 英夫
昭和56年8月26日生
届出期間満了日 令和7年9月8日

名古屋家庭裁判所

令和6年(火)第503号

茨城県牛久市小坂町1926-110
申立人 遠藤 敏男
本籍茨城県牛久市小坂町1926番地110、最後
の住所滋賀県守山市勝部5-2-60-404
不在者 遠藤 隆史
昭和54年7月25日生
届出期間満了日 令和7年8月29日

大津家庭裁判所

令和6年(火)第322号

東京都大田区中央7-15-24

申立人 中島 光久

本籍鹿児島県大島郡徳之島町山1888番地、最
後の住所鹿児島県大島郡天城町大字松原1360
不在者 中島 徳詞

大正2年3月11日生

届出期間満了日 令和7年9月12日

鹿児島家庭裁判所徳之島出張所

失踪宣告

令和6年(火)第91号

本籍新潟県上越市大字小猿屋1032番地、最後
の住所不詳

不在者 吉澤 政文

昭和24年3月29日生

令和7年4月25日失踪宣告審判確定

新潟家庭裁判所高田支部裁判所書記官

令和6年(火)第466号

本籍石川県能美市大長野町ハ33番地1、最後
の住所石川県能美市火金町145番地
不在者 安田 直一

昭和48年12月13日生

令和7年4月24日失踪宣告審判確定

金沢家庭裁判所小松支部裁判所書記官

令和6年(火)第1348号

本籍名古屋市中川区富田町大字榎津字郷北
1804番地、最後の住所名古屋市中川区富田町
大字榎津1675番地
不在者 阿部 たづ

昭和12年11月15日生

令和7年4月11日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(火)第915号

本籍京都府京都市北区大宮一ノ井町29番地
3、最後の住所京都府京都市北区大宮一ノ井
町29番地の3
不在者 濱田 敏裕

昭和28年11月6日生

令和7年4月24日失踪宣告審判確定

京都家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年(火)第1728号

本籍東京都練馬区関町南3丁目28番、住所東
京都大田区南蒲田1-7-30 アゼリア
ファースト105

申立人(失踪者) 村澤 順治

昭和33年5月6日生

令和7年4月24日失踪宣告取消審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(火)第21号

本籍東京都豊島区長崎5丁目24番、住所神奈
川県愛甲郡清川村煤ヶ谷3414

失踪者 坂本 アヤ

昭和29年8月23日生

令和7年4月26日失踪宣告取消審判確定

横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和6年(火)第4号

京都府中京区寺町通御池上る上本能寺前町
488番地

申立人 京都市

代表者市長 松井 孝治

権利の届出の終期 令和7年4月30日

令和7年5月7日 京都簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 京都市上京区堀川通上立売下る北舟橋町
868番

宅地 68.88平方メートル

(2)登記年月日番号 京都地方法務局明治35年7月
23日受付第5399号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 貸借権設定

原因 明治35年7月22日設定

借賃 1月10円

支払期 存続期間終了日

存続期間 3年

賃借権者 京都市上京区武者小路通新町東入武
者小路町
若林萬寿蔵

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第58号

鹿児島県鹿屋市輝北町上百引3839番地

債務者 有限会社セブンプラザとみまつ
代表者代表取締役 富松 貴信

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩井 作太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前11時

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第30号

神奈川県横須賀市長沢6丁目4番47号

債務者 有限会社ヤマダ衛設
代表者清算人 生田 秀

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 望月由佳子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第102号

神奈川県横須賀市浦郷町5丁目2931番地69

債務者 有限会社栄光製作所
代表者取締役 小澤慎太郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 入坂 剛太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午前11時

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第719号

東京都あきる野市草花3670番地232

債務者 株式会社D C S Q U A D
代表者代表取締役 伊東 祐一

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 斎藤 真弘

4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前11時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第108号

静岡県浜松市中央区神ヶ谷町8935番地の4

債務者 有限会社アホームきんもくせい

代表者取締役 佐々田光子

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前10時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 平野 晶規

4 破産債権の届出期間 令和7年6月19日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後1時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第118号

静岡県湖西市白須賀5000番地の1

債務者 有限会社木下産業

代表者代表取締役 木下 京子

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前10時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 中野江里香

4 破産債権の届出期間 令和7年6月19日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後2時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第266号

東京都青梅市駒木町3丁目652番地1

債務者 パークシャー合同会社

代表者代表社員 小野寺直子

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 秦 英準

4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後1時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第106号

愛知県一宮市富塚字西長篠42番地

債務者 株式会社木村商会

代表者代表取締役 木村 学

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後4時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 鈴木 典行

4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前11時30分

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第292号

神奈川県平塚市四之宮6丁目6番24号

債務者 株式会社誠新工業

代表者代表取締役 西園 誠

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大森 淳

4 破産債権の届出期間 令和7年6月24日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11時

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第14号

京都府宮津市字溝尻371番地

債務者 府中建築有限会社

代表者取締役 内藤 栄一

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 富永 明

4 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午前10時

京都地方裁判所宮津支部

令和7年(フ)第16号

高知県四万十市古津賀1581番地1

債務者 幡多木材センター株式会社

代表者代表取締役 今城 卓司

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午前10時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山本 紀夫

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後1時30分

福岡地方裁判所第4民事部

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後2時

高知地方裁判所中村支部

令和7年(フ)第647号

福岡市中央区舞鶴1-8-33長谷工天神ビル512

債務者 一般社団法人L i n k & c o .

代表者代表理事 吉田 香織

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 平田 亮

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後1時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第628号

福岡市博多区祇園町6番27号

債務者 株式会社エイムズ

代表者代表取締役 伊藤 鉄男

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後4時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 三浦 徳子

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前11時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第629号

熊本市中央区水道町12番1号

債務者 アシストマスター有限会社

代表者代表取締役 伊藤 鉄男

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後4時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 三浦 徳子

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前11時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第737号

福岡市早良区千隈3丁目29番13号ウッドヒルズ3階

債務者 エイチティー・プランニング株式会社

代表者代表取締役 豊久 英樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山本 紀夫

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後1時30分

福岡地方裁判所第4民事部

<p>令和7年(フ)第258号 神戸市中央区琴ノ緒町4丁目5-7商工印刷ビル2階、従前の本店所在地神戸市中央区磯辺通1丁目1番20号KOWAビル3階 債務者 株式会社s t y 1 e 82 代表者代表取締役 大村 和輝 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中尾 悅子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前10時30分 神戸地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第33号 神戸市垂水区小束山町1丁目7番1号 債務者 クオーターパック有限会社 代表者代表取締役 吉田 耕太 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野田 侑希 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午後2時 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富田 信雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時30分 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午後1時15分 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 千葉地方裁判所木更津支部</p>
<p>令和7年(フ)第20号 福島県南相馬市鹿島区小池字新山188番地 債務者 有限会社エムティ塗装 代表者代表取締役 但野 義浩 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北目 哲郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後1時30分 福島地方裁判所相馬支部</p>	<p>令和7年(フ)第177号 大阪市淀川区東三国4丁目14-16-103 債務者 株式会社L i e n 代表者代表取締役 澤田 倭平 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中津慶太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第160号 大阪市西区江戸堀1丁目23番35号 債務者 株式会社H I N T O 代表者代表取締役 石那田 謙 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 笑 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第102号 愛媛県伊予市上吾川甲544番地7 債務者 大森 明治 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 正夫 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後4時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 松山地方裁判所民事部</p>
<p>令和7年(フ)第42号 山形県南陽市三間通144番地8 くらがね荘月山 債務者 株式会社くらがね 代表者代表取締役 神尾 哲史 1 決定年月日時 令和7年5月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 羽生田 智 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前10時10分 山形地方裁判所米沢支部</p>	<p>令和7年(フ)第99号 群馬県伊勢崎市豊城町2606番地2 債務者 有限会社イフ・ステージサービス 代表者代表取締役 津久井清志 1 決定年月日時 令和7年5月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永木 裕介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前10時 前橋地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第163号 大阪府寝屋川市堀溝2丁目17番4号 債務者 光和配達株式会社 代表者代表取締役 木浦 正一 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北浦 誠一 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第12号 京都府京丹後市峰山町杉谷843番地 まちまち案内所内、住民票上の住所京都府京丹後市久美浜町野中281番地 債務者 杉本屋こと 上杉 育子 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大西 秀憲 4 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後1時50分 6 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 京都地方裁判所宮津支部</p>
<p>令和7年(フ)第92号 愛知県豊橋市石巻町字西屋敷141番地の1 債務者 有限会社三河流通サービス 代表者取締役 野口 好男 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 哲哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時50分 名古屋地方裁判所豊橋支部</p>	<p>令和7年(フ)第57号 山口県美祢市西厚保町本郷220番地1 債務者 中尾物流株式会社 代表者代表取締役 中尾富士雄 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大江 公哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前11時 山口地方裁判所宇部支部</p>	<p>令和7年(フ)第188号 岡山市北区清輝橋2丁目2番11号 債務者 入野谷 章 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 曜生 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時50分 6 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第93号 青森市赤坂1丁目34番4号県営住宅26-2-6 債務者 高橋誠一郎 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上雄一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 青森地方裁判所民事部破産係</p>

令和7年(フ)第221号 神奈川県足柄上郡大井町金子626番地8 アキハイム203号室 債務者 小宮 諒 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 紀光 4 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第93号 愛知県豊橋市石巻町字西屋敷141番地の1 債務者 野口 好男 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 哲哉 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時50分 6 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第1610号 大阪市西区土佐堀1丁目5番23-803号 債務者 石那田 諭 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 笑 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1640号 大阪府寝屋川市堀溝2丁目17番4号 債務者 木浦 正一 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北浦 誠一 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間 令和7年(フ)第2029号 大阪市浪速区日本橋5丁目13番13-711号、前住所大阪市浪速区元町3丁目13番20-1404号 債務者 三上 夏実 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和6年(フ)第1633号 福岡県春日市須玖南2丁目43番地 破産者 山口 貴久 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1316号 福岡県大野城市大池2丁目21-24 破産者 株式会社Y'sテクニカル 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第198号 静岡県浜松市中央区山下町113番地の4 破産者 有限会社 カワフク 1 決定年月日 令和7年5月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第407号 三重県伊勢市岡本2-11-28 パーシモンヒルズ4102号、住民票上の住所名古屋市名東区藤森2丁目284番地 ノーブル301号 破産者 堀口 直希 1 主文 当裁判所が令和7年4月10日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「三重県伊勢市岡本2-11-88 パーシモンヒルズ4102号、住民票上の住所名古屋市名東区藤森2丁目284番地 ノーブル301号」とあるのを「三重県伊勢市岡本2-11-28 パーシモンヒルズ4102号、住民票上の住所名古屋市名東区藤森2丁目284番地 ノーブル301号」と更正する。 2 決定年月日 令和7年4月24日 名古屋地方裁判所民事第2部
破産手続廃止 令和6年(フ)第1306号 福岡県春日市春日原北5丁目27番地 破産者 株式会社V I O L A 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1633号 福岡県春日市須玖南2丁目43番地 破産者 山口 貴久 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1316号 福岡県大野城市大池2丁目21-24 破産者 株式会社Y'sテクニカル 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第198号 静岡県浜松市中央区山下町113番地の4 破産者 有限会社 カワフク 1 決定年月日 令和7年5月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第486号 静岡県浜松市中央区葵東2丁目6番27号 破産者 株式会社アースピース 1 決定年月日 令和7年5月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第2052号 名古屋市港区十一屋3丁目98番地 破産者 レバー整備株式会社 1 決定年月日 令和7年5月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第3007号 名古屋市名東区平和が丘1丁目110番地2 サンパークマンションA棟603 破産者 紗生合同会社 1 決定年月日 令和7年5月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第641号 栃木県日光市大室1831番地149 破産者 住まいの環境改善センターこと 磯信男 1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第645号
栃木県塩谷郡塩谷町大字泉218番地
破産者 船越 優子
1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第672号
栃木県宇都宮市松が峰1丁目3番16号グラン宇都宮604号室
破産者 株式会社グッド・フル
1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第54号
栃木県宇都宮市西1丁目3番17号 ハイツウエストタウン203、前住所群馬県前橋市川原町376番地253 ヴィレッジ川原Ⅱ 102号
破産者 高山 直樹
1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第55号
栃木県小山市大字田間740番地3
破産者 池田 晃
1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第93号
栃木県宇都宮市宝木町1丁目70番地13
破産者 鈴木 愛美(旧姓大内)
1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第152号
東京都調布市布田4丁目26番地16W o o d y
202
破産者 大塚 敬裕
1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1591号
福岡市東区香椎駅前1丁目17番44-301号
破産者 株式会社タイム
1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第260号
東京都八王子市子安町1丁目19番8号クロヌドール八王子301号
破産者 中島 一浩
1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部
令和5年(フ)第512号
大分県別府市西野口町14番11号
破産者 合同会社ほほえみ
1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1215号
大阪市北区同心2-4-20扇町白岩パークレジデンス101
破産者 株式会社PROJECT BY
1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5123号
大阪府東大阪市長田東2丁目2番3号202
破産者 株式会社キンキ
1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第33号
兵庫県丹波市氷上町石生1583番地1
破産者 レジリ合同会社
1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部
令和6年(フ)第1590号
福岡市東区香椎駅前1丁目17番44号
破産者 有限会社高野
1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第163号
山口県宇部市大字善和462番地2-23号室
破産者 株式会社リボシ
1 決定年月日 令和7年5月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係
令和6年(フ)第583号
大分市下郡東1丁目4番15号 セビアNOD A105号室
破産者 株式会社リアースエナジー
1 決定年月日 令和7年5月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
破産手続終結
令和6年(フ)第398号
静岡県浜松市中央区領家3丁目9番8号
破産者 有限会社三次工業所
1 決定年月日 令和7年5月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第366号
福岡市中央区薬院2丁目2番7号
破産者 株式会社アルファー
1 決定年月日 令和7年5月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第4民事部
令和5年(フ)第250号
栃木県栃木市岩舟町静1291番地4、開始決定時の住所栃木県宇都宮市松が峰2丁目3番12号 サンデュエル松が峰グラン・アクシス704
破産者 大森 弘起
1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和5年(フ)第524号
栃木県宇都宮市京町11番地1
破産者 株式会社マックスエンタープライズ
1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

<p>令和6年(フ)第273号 栃木県那須塩原市洞島45番地1 破産者 磯 充孝 1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p>	<p>令和5年(フ)第502号 大阪府吹田市豊津町56番4号 破産者 株式会社ディバイディコーポレーション 1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部</p>
<p>令和6年(フ)第352号 栃木県日光市今市636番地 破産者 有限会社三栄無線商会 1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p>	<p>令和6年(フ)第4042号 大阪市西区南堀江1丁目7番3号 破産者 株式会社REGULATOR 1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所横手支部</p>
<p>令和6年(フ)第353号 栃木県日光市今市368番地 メゾンいまいち A401、開始決定時の住所栃木県日光市今市636番地 破産者 三浦 郁夫 1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p>	<p>令和6年(フ)第43号 青森県むつ市大畑町鳥谷場178番地2 破産者 有限会社タイセイフーズ 1 決定年月日 令和7年5月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 青森地方裁判所民事部破産係</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部</p>
<p>令和6年(フ)第465号 栃木県小山市神鳥谷2丁目10番25号 破産者 北野 勝司 1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p>	<p>破産手続終結及び免責許可決定 令和6年(フ)第801号 福岡市博多区麦野4丁目40番17-301号 RX X 雑餉隈、前住所福岡市東区香椎駅前2丁目 5番17-802号 モントーレ香椎ステーションタワー 破産者 今村 暢秀 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部</p>
<p>令和6年(フ)第63号 愛知県豊橋市草間町字東山27番地の1 破産者 株式会社ナイス 1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p>	<p>令和6年(フ)第78号 神奈川県横須賀市湘南鷹取1丁目2番10号 破産者 高崎 喜文</p>	<p>1 決定年月日 令和7年5月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部</p>

令和6年(フ)第58号

大阪府摂津市東一津屋14番20-506号

破産者 藤山 健之

1 決定年月日 令和7年5月16日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第661号

大阪市北区中津1丁目6番29-2003号

破産者 大濱 健

1 決定年月日 令和7年5月16日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2413号

大阪市西淀川区姫里2丁目15番16号、住民票上の住所大阪府東大阪市河内町9番17号

破産者 櫻井 和彦

1 決定年月日 令和7年5月16日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4043号

堺市北区中百舌鳥町1丁118番地16

破産者 細見 篤史

1 決定年月日 令和7年5月16日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第1号

徳島県海部郡牟岐町大字灘字西ノ山19番地2

破産者 松坂 知三

1 決定年月日 令和7年5月16日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所阿南支部

令和6年(フ)第213号

長崎県西彼杵郡長与町高田郷2087番地1 レ

オパレスオーカツリー102号

破産者 波戸口晋也

1 決定年月日 令和7年5月16日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和5年(フ)第198号

札幌市南区川沿1条2丁目1番13号 C A S

A 藻岩台403号、開始決定時の住所福島県郡

山市本町2丁目392番地14 エクセレンシ

503号室

破産者 黒崎 正壽

1 決定年月日 令和7年5月19日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ)第150号

大阪府大阪市浪速区下寺3丁目2番2-1405号、開始決定時の住所鳥取県米子市両三柳

618番地1

破産者 濱尾 達人

1 決定年月日 令和7年5月19日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所米子支部

令和5年(フ)第385号

福岡市博多区吉塚6丁目10番10-510号 吉

塚六丁目市街地住宅10号棟

破産者 野間 貴宏

1 決定年月日 令和7年5月12日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和5年(フ)第1795号

福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂2丁目8番7号

破産者 佐藤 佳子

1 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで

2 一般調査期日 令和7年7月11日午前10時

令和7年5月12日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1507号

福岡市西区野方2丁目1番28号

破産者 小林 和昭

1 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで

2 一般調査期日 令和7年7月11日午後1時30分

令和7年5月14日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1528号

福岡市博多区博多駅南6丁目16番3-303号

ウエスティリアプラウド

破産者 管 哲也

1 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで

2 一般調査期日 令和7年7月15日午後1時30分

令和7年5月13日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第222号

青森市松森2丁目10番31号

破産者 小泉 学

1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで

2 一般調査期日 令和7年7月14日午前10時

令和7年5月15日

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第359号

大阪府枚方市村野西町1番27号

破産者 株式会社リマインド

1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで

2 一般調査期日 令和7年9月4日午後2時40分

令和7年5月16日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2090号

福岡市城南区南片江6丁目8番13号

破産者 石井 孝幸

1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで

2 一般調査期日 令和7年7月22日午前10時
令和7年5月16日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2417号

福岡市西区大字飯氏988番地1 コアマン

ション周船寺ネクステージ206号

破産者 小林 凌也

1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで

2 一般調査期日 令和7年7月3日午後2時
令和7年5月16日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2220号

福岡県朝倉市堤1701番地1

破産者 佐野 保雄

1 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで

2 一般調査期日 令和7年7月25日午後3時
令和7年5月16日

福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(フ)第413号

静岡県富士市松岡2362番地の11 西山借家F

号、開始決定時の住所和歌山県伊都郡高野町

高野山83-9

破産者 大和建工こと 大橋 和則

1 破産債権の届出期間 令和7年6月19日まで

2 一般調査期日 令和7年7月24日午後1時50分

令和7年5月16日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第348号

和歌山市久保丁1丁目5番地

破産者 株式会社RUNORT

1 破産債権の届出期間 令和7年6月19日まで

2 一般調査期日 令和7年7月24日午前10時35分

令和7年5月16日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第176号 福岡市中央区平尾2丁目15番26号 破産者 株式会社L E B E N 1 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで 2 一般調査期日 令和7年7月28日午前11時30分 令和7年5月14日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1721号 福岡市南区皿山1丁目13番45-1号 破産者 株式会社R I S E T E Q 1 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで 2 一般調査期日 令和7年8月6日午前10時 令和7年5月15日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第142号 福岡県筑紫野市石崎1丁目4番1-405号、 破産手続開始決定時の住所福岡県春日市春日 公園8丁目19番地1 ウインザーレジデンス春日公園 308号 破産者 横山 学 1 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで 2 一般調査期日 令和7年8月4日午前10時 令和7年5月15日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第3591号 大阪市都島区大東町2丁目21番12号 破産者 医療法人博勇会 1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 2 一般調査期日 令和7年9月8日午後2時10分 令和7年5月16日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第47号 大阪市大正区千島3丁目5番10号 破産者 株式会社Challengers &c 1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 2 一般調査期日 令和7年9月8日午後2時 令和7年5月16日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第1551号 福岡県朝倉市三奈木2481番地の5 破産者 有限会社朝倉運輸 1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 2 一般調査期日 令和7年8月4日午後1時30分 令和7年5月15日 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1552号 福岡県朝倉市大庭5390番地 破産者 プランニングオートこと 鬼塚 辰生 1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 2 一般調査期日 令和7年8月4日午後1時30分 令和7年5月15日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第371号 岡山県倉敷市玉島道口3880番地1 破産者 有限会社栄協開発 1 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで 2 一般調査期日 令和7年7月17日午前11時30分 令和7年5月19日 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第1355号 京都市伏見区淀瀬町579番地 破産者 中央実業株式会社 1 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 2 一般調査期日 令和7年8月27日午前11時15分 令和7年5月19日 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第88号 岡山県苫田郡鏡野町奥津63-1、住民票上の 住所岡山県苫田郡鏡野町薪森原149番地2 破産者 仲西 祐一 1 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 2 一般調査期日 令和7年9月1日午前10時10分 令和7年5月16日 岡山地方裁判所津山支部
破産債権の届出期間及び一般 調査期間
令和6年(フ)第493号 宮崎市大橋3丁目71番地 リバーサイド大橋 805号 破産者 廣本由三子 1 破産債権の届出期間 令和7年6月19日まで 2 一般調査期間 令和7年7月28日から令和7 年8月4日まで 令和7年5月19日 宮崎地方裁判所破産係

破産管財人変更
令和7年(フ)第3号 岩手県奥州市江刺梁川字長根277番地1 破産者 高橋 和子 破産管財人 熊澤麻衣子が辞任したので、次の者 を破産管財人に選任した。 新破産管財人 弁護士 岩崎 裕彌 令和7年5月9日 盛岡地方裁判所水沢支部
債権者集会招集
令和6年(フ)第454号 神奈川県座間市緑ヶ丘4丁目8番25号 ノア ハヤシⅡ 201号 破産者 八木 英剛 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計 算報告・免責審尋の期日 令和7年6月18日午 後2時 令和7年5月2日 横浜地方裁判所相模原支部
書面による計算報告
次の破産事件について、破産管財人から任務終 了による計算の報告書の提出があった。破産法89 条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以 下の期間内に裁判所に異議を述べなければなら ない。
令和6年(フ)第6182号 大阪市浪速区日本橋5丁目7番10号山田ビル 206号室 破産者 株式会社アモールコスメ 異議申述期間 令和7年7月11日まで 令和7年5月16日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第2433号 福岡市博多区春町2丁目1番19号 サニーフ ラット南福岡 105号 破産者 鳥井TOBACCOこと 鳥井 康子 異議申述期間 令和7年7月14日まで 令和7年5月16日 福岡地方裁判所第4民事部

免責許可申立てに関する意見 申述期間
令和6年(フ)第1164号 神戸市北区有野町有野3441番地の15 破産者 中井 建夫 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 令和7年5月16日 神戸地方裁判所第3民事部
特別清算開始
令和7年(ヒ)第2025号 東京都千代田区麹町4丁目3番29号V O R T 紀尾井坂6階 清算株式会社 株式会社D A 代表清算人 永登 和夫 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(ヒ)第2028号 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際 ビル4階 清算株式会社 株式会社ライチョウ 代表清算人 木村 和義 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(ヒ)第2030号 東京都文京区本駒込2丁目10番4号四季ビル 千石1階 清算株式会社 水野エムアンドエム株式会社 代表清算人 濑川安紀子 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(ヒ)第101号 鹿児島県奄美市名瀬大字浦上1288番地133 清算株式会社 株式会社名瀬管理 代表清算人 高橋 修平 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。 鹿児島地方裁判所名瀬支部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第101号

鹿児島市東千石町2番30号
清算株式会社 サニープラザ株式会社

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第3部

更生手続開始

令和7年(ミ)第1号

大阪市中央区大手前1丁目7番31号OMMビル16階

更生会社 株式会社ケンショウ
代表者代表取締役 熱田 敏広

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前10時
- 2 主文 株式会社ケンショウについて更生手続を開始する。
- 3 管財人 山本 幸治
- 4 更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社(従前の代表者)に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
- 5 更生債権又は更生担保権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 6 更生債権又は更生担保権の一般調査期間 令和7年7月22日から令和7年8月5日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ミ)第2号

大阪市中央区大手前1丁目7番31号OMMビル16階

更生会社 株式会社タガヤス
代表者代表取締役 濵谷 聰

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前10時
- 2 主文 株式会社タガヤスについて更生手続を開始する。
- 3 管財人 山本 幸治
- 4 更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社(従前の代表者)に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
- 5 更生債権又は更生担保権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 6 更生債権又は更生担保権の一般調査期間 令和7年7月22日から同年8月5日まで
大阪地方裁判所第6民事部

包括的禁止命令

令和6年(再)第26号

大阪市中央区備後町2丁目5番8号日本綿業会館

再生債務者 株式会社マ・メール
主文 本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

令和7年5月12日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

令和7年(再)第3号

名古屋市西区上小田井1丁目348番地の1

再生債務者 小泉 敦資

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和7年6月30日から令和7年7月7日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

決議に付する決定及び債権者集会招集

令和6年(再)第2号

東京都新宿区荒木町6番地1第2ミヤコビル1階

再生債務者 株式会社古林

- 1 決議に付する計画案 令和7年4月1日付け再生債務者提出の再生計画案
- 2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
- 3 債権者集会
 - (1) 期日 令和7年7月11日午前10時
 - (2) 会議の目的 再生計画案の決議
- 4 書面投票期間 令和7年7月4日まで
- 5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年6月27日

令和7年5月12日 新潟地方裁判所民事部

再生手続終結

令和6年(再)第6号

茨城県水戸市赤塚1丁目16番地エスコート赤塚WEST、A202

再生債務者 水戸電力株式会社

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画の遂行
令和7年5月12日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止

令和6年(再)第14号

大阪府豊中市長興寺南4丁目5番7-402号
(前住所) 京都市西京区嵐山谷ヶ辻子町37番地

再生債務者 河原 健太

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 再生計画案が否決された。
令和7年5月13日

大阪地方裁判所第6民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

令和6年(再)第26号

大阪市中央区備後町2丁目5番8号日本綿業会館

再生債務者 株式会社マ・メール

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
- 2 保全管理人 東京都千代田区二番町3番地5麹町三葉ビル4階 半蔵門総合法律事務所 弁護士 井上 裕明
- 3 廃止の理由の要旨 本件再生手続には民事再生法191条1号に定める事由がある。
令和7年5月12日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再)第18号

栃木県宇都宮市鶴田3丁目4番9号

再生債務者 渡邊 百合

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年6月30日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再)第20号

神奈川県座間市入谷西3丁目16番1号 サク
ラコート座間101号

再生債務者 佐藤 博

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年6月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再)第93号

愛知県津島市寺野町字郷94番地2

再生債務者 稲垣 真

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令和7年6月20日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再)第95号

福井市上野本町3-605 レオパレスプレミア上野Ⅱ202号室(住民票上の住所) 愛知県知多市八幡字平井103番地の1

再生債務者 平良 厚

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令和7年6月20日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再)第2号

愛媛県今治市片山1丁目5番22号 フォレス
トビューⅡ205号

再生債務者 高松 直史

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令和7年6月20日まで
松山地方裁判所今治支部

令和7年（再イ）第4号 長崎県松浦市御厨町前田免748番地2 再生債務者 森 卓也 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月27日から令和7年7月11日まで 長崎地方裁判所平戸支部破産再生係 令和7年（再イ）第41号 静岡市葵区古庄4丁目1-9 レオパレス爽205 再生債務者 伊藤 保 1 決定年月日時 令和7年5月19日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年6月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第46号 福岡県福津市福間南2丁目16番7号 再生債務者 古賀 慶太 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第89号 福岡県糟屋郡粕屋町長者原西1丁目6番14号 ルームハウスSUN 102号 再生債務者 平山 泰誠 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第96号 福岡市南区清水1丁目15番9-303号 クレッシ ラ ザーナ 再生債務者 大内 徹	1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第97号 福岡県福津市日蒔野1丁目2番地の15 ラ・ガール日蒔野601号 再生債務者 田中 俊哉 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第14号 長崎県長崎市西海町1946番地3 ハミング秋桜201 再生債務者 本種 一喜 1 決定年月日時 令和7年5月19日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月30日から令和7年7月14日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係 令和7年（再イ）第23号 福岡市博多区半道橋2丁目14番2号 (株)NIPPO福岡出張所寮 208号 再生債務者 柳瀬 和明 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月17日から令和7年6月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第49号 福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵192番地6 ジャルダン 106号 再生債務者 大濱 佑弥 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年6月25日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第73号 福岡県宗像市土穴4丁目8番30号 再生債務者 川手 崇史
--	--

令和7年（再イ）第4号 石川県七尾市青葉台町61番地 再生債務者 中村 剛 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月27日から令和7年7月18日まで 金沢地方裁判所七尾支部	3 再生債権の届出期間 令和7年6月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月27日から令和7年7月4日まで 徳島地方裁判所阿南支部	令和7年（再イ）第13号 三重県亀山市田村町1779番地2 グリーンヒルズ110号 再生債務者 鈴木 聰彦 1 決定年月日時 令和7年5月19日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年7月7日まで 津地方裁判所再生係	令和6年（再イ）第213号 千葉県船橋市丸山1丁目45番11号 シティハイムサンライズ202号 再生債務者 鶴田 昭二 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月2日まで 令和7年5月16日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年（再イ）第12号 和歌山県岩出市曾屋314番地の6 再生債務者 近西 徹 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年7月4日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第50号 兵庫県加古川市東神吉町天下原319番地の9 再生債務者 大山 将史 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月30日から令和7年7月22日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和6年（再イ）第44号 神奈川県横須賀市富士見町3丁目24番地112 (前住所) 神奈川県横須賀市大津町5丁目11番7号サンライトハウスA棟 再生債務者 大友 雅洋 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月2日まで 令和7年5月12日 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年（再イ）第20号 広島市中区基町18番1-1763号 再生債務者 追 直人 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年7月4日まで 広島地方裁判所民事第4部	大分市大字光吉2114番地の41 市営1A7-106 再生債務者 梶原 麻美 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月27日から令和7年7月18日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第8号 松江市八幡町779番地15 リバーコーポすみ202号 再生債務者 小川 浩 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年7月7日まで 松江地方裁判所民事部	令和6年（再イ）第72号 静岡県磐田市西貝塚3777番地5 エムザ西貝202号室 再生債務者 青島 克彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月4日まで 令和7年5月14日 静岡地方裁判所浜松支部再生係
令和7年（再イ）第10号 広島県福山市神辺町字道上1233番地7 再生債務者 吉中 正喜 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年7月4日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	岩手県九戸郡輕米町大字輕米第7地割27番地2 再生債務者 長谷川大地 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月30日から令和7年7月14日まで 盛岡地方裁判所二戸支部	令和6年（再イ）第47号 神奈川県横須賀市坂本町3丁目29番地 再生債務者 多田 正和 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月29日まで 令和7年5月8日 横浜地方裁判所横須賀支部	令和7年（再イ）第2号 栃木県足利市福居町195番地12 再生債務者 佐藤 洋介 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月6日まで 令和7年5月16日 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年（再イ）第2号 徳島県阿南市見能林町青木261番地1 日亞 見能林社宅404号室 再生債務者 渡守 将之 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	新潟県長岡市来迎寺2255番地2 ベルフォートA号室 再生債務者 小林 翔 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月30日から令和7年7月22日まで 新潟地方裁判所長岡支部再生係		

令和7年（再イ）第6号 相模原市中央区鹿沼台1丁目15番2号 G.F ビル301号 再生債務者 竹葉 強 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで 令和7年5月16日 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年（再イ）第3号 大分県由布市挾間町北方388番地6 再生債務者 右田 雅也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで 令和7年5月16日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年（再イ）第156号 東京都東大和市立野3丁目636番地の1 706 号 再生債務者 中島 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月19日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年（再イ）第34号 群馬県太田市由良町1013番地1 アストール B-201号 再生債務者 宮城 悠樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 13日まで 令和7年5月14日 前橋地方裁判所太田支部
令和7年（再イ）第8号 相模原市南区相模大野9丁目28番8号 ユー ハイムサガミ301 再生債務者 磯田 亮平 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで 令和7年5月16日 横浜地方裁判所相模原支部	令和6年（再イ）第146号 仙台市宮城野区小田原1丁目7番25-304号 (従前の住所) 東京都練馬区中村南2丁目4 番5-405 再生債務者 大田 雪華 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月19日 仙台地方裁判所第4民事部	令和6年（再イ）第19号 岐阜県土岐市妻木町1620番地の8 再生債務者 口ペ シエルウイン エール マ イグ 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月19日 岐阜地方裁判所多治見支部	令和6年（再イ）第38号 群馬県太田市下浜田町1215番地2 ミーテ・ ルーチェ101号 再生債務者 長谷川雄太 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 13日まで 令和7年5月14日 前橋地方裁判所太田支部
令和6年（再イ）第234号 愛知県弥富市鯉浦町気開202番地8 再生債務者 高橋 祥吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで 令和7年5月16日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年（再イ）第32号 山形県天童市大字山元169番地 再生債務者 山口 博樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月19日 山形地方裁判所民事部	令和6年（再イ）第79号 静岡県磐田市西貝塚3515番地19 再生債務者 大石 峻也 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月19日 静岡地方裁判所浜松支部再生係	令和7年（再イ）第3号 和歌山県橋本市紀ノ光台2丁目22番地の12 再生債務者 久保健太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 13日まで 令和7年5月16日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（再イ）第16号 愛知県大府市追分町6丁目459番地の2 向 日葵103号室 再生債務者 篠原 正人 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで 令和7年5月16日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年（再イ）第35号 福島市泉字火焼津15番地の9 再生債務者 長谷川久美 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月19日 福島地方裁判所	令和6年（再イ）第29号 沖縄県中頭郡西原町字小那霸383番地 再生債務者 中山 進 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで 令和7年5月14日 那霸地方裁判所民事第3部	令和6年（再イ）第232号 札幌市手稲区前田7条8丁目8番7号 再生債務者 山下 清輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで 令和7年5月19日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第33号 愛知県愛知郡東郷町御岳1丁目14番地17 再生債務者 成瀬 透 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで 令和7年5月16日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第2号 千葉県銚子市清水町2760番地の4 再生債務者 阿尾 竜臣 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月19日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和6年（再イ）第17号 沖縄県うるま市勝連平安名605番地 再生債務者 田端 充 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで 令和7年5月14日 那霸地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年（再イ）第2号 福島県大沼郡会津美里町字向川原甲3381番地 2 再生債務者 石山 美和 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで 令和7年5月19日 福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

<p>令和6年（再イ）第21号 松江市玉湯町湯町1969番地3 再生債務者 岩崎 順治 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで 令和7年5月19日 松江地方裁判所民事部</p> <p>令和6年（再イ）第26号 松江市八雲町日吉186番地9 再生債務者 藤原 賢二 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで 令和7年5月19日 松江地方裁判所民事部</p> <p>令和7年（再イ）第5号 京都市伏見区醍醐南里町52番地76 再生債務者 勝本由美子 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 19日まで 令和7年5月19日 京都地方裁判所第5民事部再生係</p> <p>令和7年（再イ）第15号 京都府長岡京市井ノ内下印田24番地 アーバンサクセス 203 再生債務者 飯田 貴大 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 19日まで 令和7年5月19日 京都地方裁判所第5民事部再生係</p> <p>令和7年（再イ）第4号 福岡市東区菅松4丁目9番4号 ウエルス貝塚403号 再生債務者 木場 彰文 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年5月12日 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和6年（再イ）第236号 福岡市西区北原1丁目14番22-102号 フェリオ 再生債務者 本間 直也 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 3日まで 令和7年5月13日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年（再イ）第3号 福岡市早良区南庄6丁目18番2号 ピープル 室見 502号 再生債務者 山崎 直弥 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 3日まで 令和7年5月13日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年（再イ）第10号 岡山市中区江崎33番地2 リッセ江崎201 再生債務者 楠原 三重 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで 令和7年5月16日 岡山地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年（再イ）第10号 福岡市南区大楠2丁目2番1-1305号 クリエート日赤通りII 再生債務者 今林 侑也 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで 令和7年5月16日 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和6年（再イ）第3号 長崎県平戸市大久保町2046番地8 再生債務者 尾崎 健悟 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 13日まで 令和7年5月16日 長崎地方裁判所平戸支部破産再生係</p> <p>令和7年（再イ）第7号 山口県下関市富任町5丁目8番26号 再生債務者 西本 裕美 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月19日 山口地方裁判所下関支部再生係</p> <p>令和7年（再イ）第6号 長崎県長崎市福本町1783番地2 再生債務者 佐々木 治 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月19日 長崎地方裁判所民事部個人再生係</p>	<p>令和6年（再イ）第34号 愛媛県松山市下難波甲167番地3 再生債務者 松浦 宏幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで 令和7年5月19日 松山地方裁判所民事部</p> <p>令和7年（再イ）第8号 愛媛県伊予郡松前町大字北黒田365番地2 サンビレッジ伊予の里B202 再生債務者 佐伯 忠士 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで 令和7年5月19日 松山地方裁判所民事部</p> <p>令和7年（再イ）第13号 愛媛県松山市居相4丁目17番6号 グランド カメリア101号 再生債務者 吉田 孝敏 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで 令和7年5月19日 松山地方裁判所民事部</p> <p>令和7年（再イ）第1号 宮崎市大字島之内9584番地43 再生債務者 金城 聰美 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで 令和7年5月19日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係</p>
---	--	--	--

小規模個人再生による再生手続廃止

令和6年(再イ)第34号

静岡市葵区桜町1丁目2番32-106号
再生債務者 高橋 仁志

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和7年5月19日

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第41号

長崎県長崎市中小島2-1-2 Signpostジラソーレ203
再生債務者 川上 將太

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。

令和7年5月19日

長崎地方裁判所民事部個人再生係
給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年(再ロ)第10001号

栃木県宇都宮市鶴田町1621番地5
再生債務者 鈴木 謙

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令和7年6月24日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再ロ)第1号

北海道小樽市花園3丁目21番19号
再生債務者 鈴木 孝典

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年6月30日まで

札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(再ロ)第2号

新潟市西蒲区曾根1286番地1
再生債務者 中野 正人

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月30日から令和7年7月22日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再ロ)第1号

石川県金沢市長田町3番5号 エスパワール205号(従前の住所)金沢市二口町イ23番地1

再生債務者 井上 慧

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年7月7日まで

金沢地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和6年(再ロ)第4号

沖縄県宜野湾市上原2丁目12番1-105号
コード八六

再生債務者 國頭 正彦

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月6日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年6月13日まで
令和7年5月16日

**那覇地方裁判所沖縄支部破産係
所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第3号

長野県下高井郡山ノ内町大字戸狩410番地4
申立人 杉山 翔太

最後の住所 長野県下高井郡山ノ内町大字戸狩792番地の口

所有者 亡櫻井弘文相続人亡櫻井忠夫相続財産
(不動産登記記録上の住所)下高井郡山ノ内町大字戸狩792番地口

(不動産登記記録上の所有者)櫻井 弘文

- 届出期間満了日 令和7年7月14日
令和7年5月14日 長野地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 下高井郡山ノ内町大字戸狩字森下
地番 792番2

地目 宅地

地積 1364.92平方メートル

2 所在 下高井郡山ノ内町大字戸狩字森下792
番地イ、794番地口

家屋番号 792番イ

種類 居宅

構造 木造草葺2階建

床面積 1階 255.86平方メートル

2階 35.70平方メートル

(附属建物の表示)

符号 1

種類 倉庫

構造 土蔵造瓦葺平家建

床面積 34.71平方メートル

符号 2

種類 倉庫

構造 土蔵造瓦葺平家建

床面積 39.66平方メートル

符号 3

種類 倉庫

構造 土蔵造瓦葺2階建

床面積 1階 16.52平方メートル

2階 16.52平方メートル

符号 4

種類 物置

構造 木造板葺平家建

床面積 20.82平方メートル

符号 5

種類 物置

構造 木造瓦葺平家建

床面積 72.06平方メートル

令和7年(チ)第3号

静岡県磐田市国府台3-1

申立人 磐田市長 草地 博昭

(最後の住所) 静岡県磐田市刑部島233番地

(不動産登記記録上の住所) 磐田市刑部島617番地の3

所有者 亡鈴木英和相続財産

届出期間満了日 令和7年7月14日

令和7年5月13日 静岡地方裁判所浜松支部

(別紙) 物件目録

1 所在 磐田市刑部島字東通
地番 233番

地目 宅地

地積 165.63平方メートル

2 所在 磐田市刑部島字村東617番地の3
家屋番号 617番3

種類 居宅

構造 木造亞鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 33.95平方メートル

3 所在 磐田市刑部島233

家屋番号 (未登記)

種類 居宅

構造 木造亞鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 22.31平方メートル

4 所在 磐田市刑部島233

家屋番号 (未登記)

種類 居宅

構造 木造亞鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 12.83平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第2号

東京都渋谷区神宮前6丁目23番4号桑野ビル
2階

申立人 サニーアベニュー合同会社

住所・居所 不明

(最後の住所) 栃木県那須烏山市曲畑792番地
(不動産登記記録上の住所) 那須郡荒川村大字曲畑792番地

所有者 小倉 スキ

届出期間満了日 令和7年7月14日

令和7年5月14日 宇都宮地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 那須烏山市曲畑字白金
地番 784番1

地目 雜種地

地積 2948平方メートル

(別紙) 物件目録
所在 横浜市港北区篠原北1
地番 2656番16
地目 公衆用道路
地積 12平方メートル
令和7年(子)第1号
神奈川県川崎市高津区末長2丁
申立人 庄司 敏夫
住所・居所 不明
所有者 不明
届出期間満了日 令和7年7月17日
令和7年5月15日 横浜地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在 川崎市高津区末長二丁
地番 679番八
地目 畑

令和7年(チ)第2号	
福井県福井市西坂垣町101番地5	
立人	飛山 佳子
住所・居所	不明
所有者	(不動産登記録上の住所)不明
届出期間満了日	令和7年7月14日
令和7年5月12日	福井地方裁判所
(別紙) 物件目録	福井地方裁判所
1 所在 福井市豊町	
地番 74番	
地目 宅地	
地積 34.93平方メートル	
令和7年(チ)第2号	
愛知県知多市寺本台4丁目2番地の11	
申立人 星野 清志	
住所・居所 不明	
所有者 小西彥右二門	
届出期間満了日 令和7年7月12日	
令和7年5月12日	名古屋地方裁判所半田支部
(別紙) 物件目録	名古屋地方裁判所半田支部
所在 東海市横須賀町二ノ割	
地番 70番	
地目 宅地	
地積 36.336平方メートル	
令和6年(チ)第13号	
滋賀県近江八幡市西本郷町西7番地1	
申立人 株式会社松吉土地	
住所・居所 不明	
(亡山出昇一の最後の住所) 滋賀県近江八幡市長福寺町181番地	
所有者 亡山出昇一相続財産	
届出期間満了日 令和7年7月9日	
令和7年5月9日 (別紙) 物件目録	大津地方裁判所彦根支部
所在 近江八幡市長福寺町字西山	
地番 191番5	
地目 畑	
地積 72平方メートル	
会社の売の公取	
会社公取	
左記会社は合併して、甲斐の権利義務全部を承継して存続しては解散するにいたしました。	
効力発生日は令和七年六月二十九日であり、甲斐の株主総会の承認決議は令和七年六月十三日を予定しております。	
この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。	
(甲)掲載紙 官報	掲載の日付 令和七年五月二日
(N)掲載紙 官報	掲載頁 一二四頁(号外第一〇四号)
(甲)掲載紙 官報	掲載の日付 令和七年五月十一日
(N)掲載紙 官報	掲載頁 一二六頁(号外第一〇四号)
(甲) 株式会社ソルトホールディングス	代表取締役 鶴尾 康
(N) 株式会社ソルトホールディングス	代表取締役 鶴尾 康
左記会社は合併して甲斐、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬の権利義務全部を承継して存続し、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は解散するにいたしました。	の合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
(甲)掲載紙 官報	左記会社は合併して甲斐、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬の権利義務全部を承継して存続し、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は解散するにいたしました。
(N) (丙) (戊) 及び (庚) につき	いたしました。
(甲)掲載紙 日刊工業新聞	の合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
掲載の日付 令和六年十一月二日	左記会社は合併して甲斐、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬の権利義務全部を承継して存続し、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は解散するにいたしました。
掲載頁 九十五頁(号外第一八〇号)	いたしました。
(N) (丙) (戊) 及び (庚) につき	いたしました。
掲載紙 日刊工業新聞	の合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
掲載の日付 令和七年五月二十七日	左記会社は合併して甲斐、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬の権利義務全部を承継して存続し、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は解散するにいたしました。
掲載頁 七頁	いたしました。
(十) (丁) (辛) 及び (壬) につき、計算書類の公	いたしました。
告義務はあります。	いたしました。
(甲) 株式会社医薬品情報センター	の合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
代表取締役 小田嶋一明	左記会社は合併して、甲斐の権利義務全部を承継して存続しては解散するにいたしました。
秋田県大仙市大曲上大町二一番二号	いたしました。
(N) 株式会社至誠堂下山薬局本店	いたしました。
代表取締役 下山 誠	いたしました。

秋田市千秋久保田町三番一五号
(丙) 株式会社青龍
福島市泉字武斗蒼三五番地の二
(丁) 有限会社いずみ調剤
代表取締役 金子 晴雄
取締役 菅原憲太郎
秋田県大仙市角間川町字下中町三三番地二
(戊) 株式会社ヒカリ薬局
代表取締役 下山
青森県青森市浪岡福田二丁目一三番地一三
(己) 有限会社青森メディカル
取締役 菅原憲太郎
仙台市青葉区木町通一丁目八番一八号
(庚) 株式会社ファーマケーション
代表取締役 菅原 茂樹
岩手県宮古市保久田三番九号
(辛) 合同会社あすなろ薬局
代表社員 株式会社至誠堂下山薬局本店
職務執行者 下山 誠
秋田市御野場二丁目一三番一一号
(壬) 有限会社小町堂薬局
取締役 下山 誠
合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和六年十二月二日
掲載頁 九十五頁 (号外第二八〇号)
(乙) 確定した最終事業年度はありません。
令和七年五月二十七日
宮城県大崎市古川駅南一丁目九番地
(甲) 株式会社医薬品情報センター
代表取締役 小田嶋一明
東京都千代田区平河町二丁目一六番九号永
田町グラスゲート六階ACA株式会社内
(乙) ACAメディケーション株式会社
代表取締役 竹内 計賀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月十六日

掲載頁 一〇四頁 (号外第一〇八号)

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月十六日

掲載頁 九十頁 (号外第一〇八号)

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)金融商品取引法による有価証券報告書提出

掲載の日付 令和七年三月三十一日

掲載頁 九十頁 (号外第七十二号)

東京都中央区日本橋二丁目三番四号

(甲)株式会社フエロー・テックホール

ディングス

代表取締役 賀 賢漢

株式会社フェロー・テックマテリア

ルテクノロジー

代表取締役 賀 賢漢

株式会社エクスベリエンス

代表取締役 奥野 昭光

東京都中央区日本橋二丁目三番四号

(甲)株式会社コビント・ジャパン

代表取締役 手嶋登志夫

東京都渋谷区代々木二丁目一一番一號

(甲)株式会社ビジネス・アーキテクツ

代表取締役 大日 健

東京都港区海岸一丁二十三汐留芝離宮ビル

(乙)株式会社インダストワード

代表取締役 志賀 謙太

株式会社M.G.S

代表取締役 宮澤 勝良

茨城県坂東市菅谷二二三〇番地

(甲)田中産業株式会社

代表取締役 志賀 謙太

埼玉県さいたま市中央区本町西四丁目一六番五号

(甲)田中産業株式会社

代表取締役 宮澤 勝良

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月二十七日

掲載頁 四頁

(乙)掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月二十七日

掲載頁 四頁

(乙)掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月二十七日

掲載頁 二頁

令和七年五月二十七日

東京都渋谷区代々木二丁目一一番一號

(甲)株式会社コビント・ジャパン

代表取締役 手嶋登志夫

東京都渋谷区代々木二丁目一一番一號

(乙)株式会社エクスベリエンス

代表取締役 奥野 昭光

東京都中央区日本橋二丁目三番四号

(甲)株式会社フエロー・テックホール

ディングス

代表取締役 賀 賢漢

株式会社フェロー・テックマテリア

ルテクノロジー

代表取締役 賀 賢漢

株式会社エクスベリエンス

代表取締役 奥野 昭光

東京都中央区日本橋二丁目三番四号

(甲)株式会社コビント・ジャパン

代表取締役 手嶋登志夫

東京都渋谷区代々木二丁目一一番一號

(甲)株式会社ビジネス・アーキテクツ

代表取締役 大日 健

東京都港区海岸一丁二十三汐留芝離宮ビル

(乙)株式会社インダストワード

代表取締役 志賀 謙太

株式会社M.G.S

代表取締役 宮澤 勝良

埼玉県さいたま市中央区本町西四丁目一六番九号

(甲)田中産業株式会社

代表取締役 宮澤 勝良

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月二十七日

掲載頁 四頁

(乙)掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月二十七日

掲載頁 四頁

(乙)掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月二十七日

掲載頁 二頁

令和七年五月二十七日

東京都港区芝五丁目一三番一號

(甲)株式会社ビジネス・アーキテクツ

代表取締役 大日 健

東京都港区海岸一丁二十三汐留芝離宮ビル

(乙)株式会社エクスベリエンス

代表取締役 奥野 昭光

東京都中央区日本橋二丁目三番四号

(甲)株式会社フエロー・テックホール

ディングス

代表取締役 賀 賢漢

株式会社フェロー・テックマテリア

ルテクノロジー

代表取締役 賀 賢漢

株式会社エクスベリエンス

代表取締役 奥野 昭光

東京都中央区日本橋二丁目三番四号

(甲)株式会社コビント・ジャパン

代表取締役 手嶋登志夫

東京都渋谷区代々木二丁目一一番一號

(甲)株式会社ビジネス・アーキテクツ

代表取締役 大日 健

東京都港区海岸一丁二十三汐留芝離宮ビル

(乙)株式会社インダストワード

代表取締役 志賀 謙太

株式会社M.G.S

代表取締役 宮澤 勝良

埼玉県さいたま市中央区本町西四丁目一六番九号

(甲)田中産業株式会社

代表取締役 宮澤 勝良

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月二十七日

掲載頁 十頁

(乙)掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月十五日

掲載頁 十頁

(乙)掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月二十七日

掲載頁 二頁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙)

掲載紙

官報

掲載の日付 令和7年5月21日
掲載頁 一六四頁 (号外第一二一號)

令和7年5月27日
兵庫県加東市田中一六五番地

(甲) 日本電建株式会社
(乙) 電源株式会社

代表取締役 高田 賢三
代表取締役 高田 敏子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙)

掲載紙

官報

掲載の日付 令和7年5月21日
掲載頁 一六四頁 (号外第一二一號)

令和7年5月27日
兵庫県加東市田中一六五番地

(甲) 日本電建株式会社
(乙) 株式会社電建

代表取締役 高田 賢三
代表取締役 谷川 泰古

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙)

掲載紙

官報

掲載の日付 令和7年5月8日
掲載頁 一六三頁 (号外第一〇二號)

令和7年5月27日

鹿児島市与次郎二丁目七番二五号

(甲) インフラテックサービス株式会社

(乙) 九建殖産株式会社

代表取締役 堀之内 勝

代表取締役 松崎 秀雄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙のP.H.Cホールディングス株式会社 (住所・東京都千代田区有樂町一丁目一三番二号) 株式の管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.mcgc.com/jp/index.html

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年5月21日
掲載頁 一六四頁 (号外第一二一號)

令和7年5月27日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

(甲) 三菱ケミカル株式会社
(乙) 株式会社生命科学インスティ

代表取締役 下平 靖雄
テュート

代表取締役 田邊 良輔

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のオート、ベンション、貸別荘等の運営事業に係る不動産 (不動産を主たる信託財産とする信託受益権を含む) の保有及び運用に関する事業並びにそれに関連する事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙)

掲載紙

官報

掲載の日付 令和7年5月27日
掲載頁 二頁

令和7年5月27日

東京都港区西新橋一丁目一番一号E.P.コンサルティングサービス内

(甲)

株式会社掃除屋ジヤパン

代表取締役 長原 英司

東京都渋谷区南平台町一六番一一号

(乙) 株式会社リード・リアルエステート

代表取締役 長原 英司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のP.H.Cホールディングス株式会社 (住所・東京都千代田区有樂町一丁目一三番二号) 株式の管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.mcgc.com/jp/index.html

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年5月21日
掲載頁 一六四頁 (号外第一二一號)

令和7年5月27日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

(甲) 三菱ケミカル株式会社
(乙) 株式会社生命科学インスティ

代表取締役 下平 靖雄
テュート

代表取締役 田邊 良輔

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のオート、ベンション、貸別荘等の運営事業に係る不動産 (不動産を主たる信託財産とする信託受益権を含む) の保有及び運用に関する事業並びにそれに関連する事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙)

掲載紙

官報

掲載の日付 令和7年5月27日
掲載頁 二頁

令和7年5月27日

東京都渋谷区南平台町一六番一一号

(甲) 株式会社掃除屋ジヤパン

代表取締役 長原 英司

東京都渋谷区南平台町一六番一一号

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.mcgc.com/jp/index.html

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年5月21日
掲載頁 一六四頁 (号外第一二一號)

令和7年5月27日
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富六番地

(甲) エビデント・インスペクション・テクノロジーズ・ジャパン株式会社
(乙) 株式会社エビデント長野

代表取締役 杉浦 孝子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のホテル運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙)

掲載紙

官報

掲載の日付 令和7年5月27日
掲載頁 六十八頁 (号外第一〇二號)

令和7年5月27日

長野県上伊那郡辰野町大字伊那富六番地

(甲) 株式会社掃除屋ジヤパン

代表取締役 長原 英司

長野県上伊那郡辰野町大字伊那富六番地

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.mcgc.com/jp/index.html

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年5月21日
掲載頁 一六四頁 (号外第一二一號)

令和7年5月27日
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富六番地

(甲) エビデント・インスペクション・テクノロジーズ・ジャパン株式会社
(乙) 株式会社エビデント長野

代表取締役 益子 智巳

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のホテル運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙)

掲載紙

官報

掲載の日付 令和7年5月27日
掲載頁 二頁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の薬局事業の一部に関する権利義務全部を承継乙はそれを承継されることにいたしました。この会社分割に對し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙

日刊工業新聞

掲載の日付 令和6年11月27日

掲載頁 二頁

掲載紙

日刊工業新聞

掲載の日付 令和6年11月27日

掲載頁 二頁

掲載紙

日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年5月12日

掲載頁 一二六頁 (号外第一〇四号)

掲載紙

官報

掲載の日付 令和7年5月27日

掲載頁 一二六頁 (号外第一〇四号)

掲載紙

官報

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社N企画（住所徳島県阿南市富岡町今福寺四三番地五）に対し当社のホテル事業（ただし、阿南第一ホテルに関する事業を除く）に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公報します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙

株式会社ソルトワークス

代表取締役 鶴尾 康

掲載紙

官報

掲載の日付 令和7年5月27日

掲載頁 一二六頁 (号外第一〇四号)

掲載紙

官報

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙

株式会社西田企画

代表取締役 西田 祥典

掲載紙

官報

掲載の日付 令和7年5月27日

掲載頁 一二六頁 (号外第一〇九号)

掲載紙

官報

この新設分割に對し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙

株式会社ソルトワークス

代表取締役 鶴尾 康

掲載紙

官報

掲載の日付 令和7年5月27日

掲載頁 一二六頁 (号外第一〇九号)

掲載紙

官報

掲載の日付 令和7年5月27日

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月27日

福岡県福岡市南区日佐四丁目三八一四

合同会社HOM

代表社員 平井真美子

代表取締役 石田 遼

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千五百十二万九千八百五十五円減少し、減少する資本金の額の全額

を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://k.secure.iffree.co.jp/companies/822556/announces>

令和7年5月27日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百四万五千円減少

することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://k.secure.iffree.co.jp/companies/822556/announces>

令和7年5月27日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百九十九万五千円

減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和7年

六月二十七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://k.secure.iffree.co.jp/companies/822556/announces>

令和7年5月27日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七百五百万円減少し、

一千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和7年5月27日

東京都中央区京橋二丁目二番一号

株式会社BCM35

代表取締役 横野 英次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百四万五千円減少

することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://k.secure.iffree.co.jp/companies/822556/announces>

令和7年5月27日

資本金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億一千二百五十一

万五千五十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://k.secure.iffree.co.jp/companies/822556/announces>

令和7年5月27日

資本金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五千円減少し五千円

とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://k.secure.iffree.co.jp/companies/822556/announces>

令和7年5月27日

資本金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五千円減少し五千円

とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://k.secure.iffree.co.jp/companies/822556/announces>

令和7年5月27日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七百五百万円減少し、

一千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千円

とすることにいたしました。なお、五百万円は資

本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://k.secure.iffree.co.jp/companies/822556/announces>

令和7年5月27日

資本金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六千五百円減少し

することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://k.secure.iffree.co.jp/companies/822556/announces>

令和7年5月27日

資本金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億一千二百五十一

万五千五十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://k.secure.iffree.co.jp/companies/822556/announces>

令和7年5月27日

資本金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五千円減少し五千円

とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://k.secure.iffree.co.jp/companies/822556/announces>

令和7年5月27日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七百五百万円減少し、

一千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九億七千七百五十九

万三千六十七円減少し九百万円とすることにいた

しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://k.secure.iffree.co.jp/companies/822556/announces>

令和7年5月27日

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六千五百円減少し

することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://k.secure.iffree.co.jp/companies/822556/announces>

令和7年5月27日

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九千円減少し一千円

とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://k.secure.iffree.co.jp/companies/822556/announces>

令和7年5月27日

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五百円減少し五百円

とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<https://k.secure.iffree.co.jp/companies/822556/announces>

令和7年5月27日

準備金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十九億二千五百万円、資

本準備金の額を十九億二千五百万円減少すること

にいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

